

「令和5年度茨城県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等の  
サービス提供体制確保事業費補助金」補助対象となる主な経費について（物品）

補助対象	補助対象外
<p><b>【衛生用品】</b> ※使い捨てのものに限る</p> <p>マスク            グローブ（手袋）            ガウン等の防護服            フェイスシールド            ゴーグル            キャップ            シューズカバー            ドライシャンプー            からだふき            おしりふき            濃度60%以上のアルコール消毒液（手指用）            ハンドソープ            ペーパータオル            使い捨ての食器</p> <p><b>【消毒・清掃用品】</b></p> <p>ゴミ袋            次亜塩素酸ナトリウム製剤            消毒・除菌シート            濃度60%以上のアルコール消毒液            使い捨てタイプの清掃用品            ※使い捨ての箸ちりとり、雑巾等</p> <p><b>【感染性廃棄物処理】</b></p> <p>※感染に係る廃棄物処理に使用したものに限る</p> <p>ゴミ袋            ブルーシート            テープ類</p>	<p>体温計            血圧計            パルスオキシメーター            パーテーション            マウスシールド            ポータブルトイレ            氷枕            おむつ            消毒液等の詰め替え用ボトル容器（空の容器）            濃度60%未満のアルコール消毒液            食中毒対策を主目的とした消毒液            消臭を主目的としたアルコール含有除菌剤            衣類用洗剤、漂白剤（衣類用ハイター等）            食器用洗剤、食品用洗剤            カビ取りを主目的とした漂白剤            哺乳瓶消毒液            抗菌剤            漏斗（液体の詰め替え等に使用するもの）            飲み薬、塗り薬、貼り薬、うがい薬            繰り返し使用可能なゴミ箱、バケツ等の清掃用品            ティッシュペーパー            トイレットペーパー            キッチンペーパー            歯ブラシ            ラップ            スリッパ            寝具            家電（空気清浄機、掃除機、ラジオ、懐中電灯等）            医療に用いる器具（酸素ボンベ、吸引器、カテーテル等）            飲食物            ゴーニング用品            養生テープ            布・ビニールテープ            木材（パーテーションや感染性廃棄物用のゴミ捨て場の作成用等）            工具用品            乾電池            使い捨てタイプではない清掃用具</p>

**「令和5年度茨城県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等の  
サービス提供体制確保事業費補助金」補助対象となる主な経費について（人件費）**

補助対象	補助対象外
<p><b>【割増賃金】</b>                      感染対応に関連して発生した時間外労働の手当                      ※感染に伴い増加した事務業務等を含む</p> <p>人員不足に伴い新規雇用した増員分の職員の給与                      ※人員不足の期間の賃金（日割）のみ対象。</p> <p><b>【夜勤手当】</b>                      夜勤者増員分の手当                      ※通常夜勤者2名から3名に増員⇒増員分1名のみ対象</p> <p><b>【その他手当】</b>                      感染対応の労働の対価となる手当                      ※特別手当、危険手当等                      ※1日4,000円を超える場合は理由を明記すること</p> <p><b>【新規職員の雇用関係】</b>                      人材紹介料                      募集広告料                      損害賠償保険の加入費用                      ※新規雇用職員によるサービス提供時の事故等に対する保険</p>	<p>平常時から発生している時間外労働の手当</p> <p>平常時から支給されている手当                      ※通勤手当、増員していない既存夜勤者分の夜勤手当など</p> <p>感染対応にあたった既存職員の給与（基本給）</p> <p>職員が退職したため新規雇用した職員の給与</p> <p>人員不足に伴い新規雇用した職員の、人員不足解消後の給与</p> <p>感染対応の有無に関わらず支給される手当                      ※全職員を無条件に対象とした手当等</p> <p>職員への慰労金</p> <p>感染に伴い休職した職員の給与補償</p> <p>感染した職員への見舞金</p>

**【注意事項】**

平常時から支給されている手当が感染対応により増額した場合は、増額分のみが対象となります。

例1) 時間外労働10時間のうち、感染対応によるものが7時間→7時間分の手当が対象

例2) 平常時は夜勤1名だが、感染対応期間は夜勤3名に増やした→2名分の夜勤手当が対象

「令和5年度茨城県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金」補助対象となる主な経費について（その他）

補助対象	補助対象外
<p><b>【帰宅困難職員の宿泊関係】</b></p> <p>宿泊費（ホテル等）</p> <p>ウィークリーマンション、アパート等の賃料</p> <p>※帰宅困難期間分の賃料（日割）のみ対象。</p> <p><b>【応援職員の派遣関係】 ※（ウ）の経費にて申請</b></p> <p>派遣先で勤務するための旅費・宿泊費</p> <p>応援職員の人件費</p> <p>※主な人件費（前頁）の考え方による</p>	<p>宿泊先までの旅費交通費</p> <p>駐車場代</p> <p>宿泊中の食費</p> <p>宿泊中の洗濯代</p> <p>アパート等を借りた際の光熱費</p> <p>アパート等を借りた際の寝具代・家具代等</p> <p>職員が宿泊した際の手当て</p> <p>※日当、出張費等</p> <p>応援派遣に対しての謝金</p>